

小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）又は千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（以下「市再建支援要綱」という。）に基づく支援が受けられない世帯に対し、予算の範囲内において、支援金を交付することにより、生活基盤に著しい損害を受けた被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(2) 住宅 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する住家をいう。

(3) 被害 住宅に発生した被害のうち、次に掲げるものをいう。

ア 全壊 住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住宅全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表したとき、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。

イ 大規模半壊 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表したとき、その住宅の損害割合が40%以上50%未満のもをいう。

ウ 中規模半壊 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表したとき、その住宅の損害割合が30%以上40%未満のもをいう。

エ 半壊 住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表したとき、その住宅の損害割合が20%以上30%未満のもをいう。

オ 床上浸水 住宅の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもをいう。

(4) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて交付する支援金をいう。

(5) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて、基礎支援金に加算して交付する支援金をいう。

(適用要件)

第3条 市長は、本市の区域内において、次に掲げる要件のすべてを満たす自然災害が発生したとき、この要綱に定める支援の対象とすることを決定する。なお、決定に当たっては、予算措置等、支援の実施に必要な事項を確認するものとする。

(1) 法又は市再建支援要綱の適用を受けない自然災害

(2) 住宅が滅失した世帯数の合計が、市内全域で10世帯以上であり、そのうち全壊が1世帯以上である自然災害

2 前項第2号に規定する住宅が滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令(昭和22年10月30日政令第225号)第1条第2項の例による。

(支援の対象となる被災世帯)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯(以下「被災世帯」という。)の世帯主(特段の事情がある場合は、当該世帯主に準ずる者。以下「世帯主」という。)に対し、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、支援金の交付を行うものとする。この場合において、世帯主及び世帯に属する者の認定は、原則として自然災害が発生した日を基準とする。

(1) 自然災害によりその居住する住宅が全壊の被害を受けた世帯(以下「全壊世帯」という。)

(2) 自然災害によりその居住する住宅が大規模半壊の被害を受けた世帯(以下「大規模半壊世帯」という。)

(3) 自然災害によりその居住する住宅が中規模半壊の被害を受けた世帯(以下「中規模半壊世帯」という。)

(4) 自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯(以下「半壊等解体世帯」という。)

2 前項の規定にかかわらず、同一の自然災害により、一の世帯が重複して、前項各号に規定する支援の対象となることはできないものとする。

(支援の対象とならない世帯)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、この要綱に基づく支援の対象としない。

(1) 法又は市再建支援要綱の適用を受けない者を支援するための制度を国又は千葉県が新たに創設したとき、当該新制度の適用を受ける世帯

(2) 当該自然災害により被害を受けた住宅に係る固定資産税・都市計画税について、滞納がある世帯

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が支援の対象とすることが不適当と認めた世帯

2 前項第2号に規定する固定資産税・都市計画税の滞納に係る調査は、当該自然災害により被害を受けた住宅に居住する所有者及び同居する者に対して行うものとする。

(支援金の交付方法及び交付額)

第6条 交付方法は申請者の指定する口座に振り込むものとし、交付額については次の各号に定めるところによる。

(1) 全壊世帯、大規模半壊世帯及び半壊等解体世帯の世帯主に対しては、別表1の区分に基づく基礎支援金の額を交付する。また、当該世帯が別表2の加算支援金の区分に該当するときは、その基礎支援金の額に加算支援金の額を加えた額を交付するものとする。

(2) 中規模半壊世帯の世帯主に対しては、別表2の加算支援金の区分に基づく額2分の1を乗じて得た額を交付するものとする。

(3) 自然災害の発生した日においてその属する者の数が1である世帯の世帯主に交付する支援金の額は、別表1及び別表2に該当する各金額に4分の3を乗じて得た額とする。

(4) 別表2の加算支援金の区分のうち二以上に該当するときの当該世帯主に交付する支援金の額は、当該区分に規定する金額のうち最も高いものとする。

(交付申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする被災世帯の世帯主(以下「申請者」という。)

は、自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日までに、加算支援金にあつては37月を経過する日までに、別表3に掲げる書類を添えて、小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、支援金の交付の可否を決定し、小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金交付決定通知書(様式第2号)又は小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金交付不承認決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請区分の変更)

第9条 前条の規定により支援金の交付を受けた世帯(別表2に規定する加算支援金のうち補修の区分に係る支援金の交付を受けた世帯を除く。)が、生活再建のために受給済みである支援金の区分を変更しようとするときは、小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金変更承認申請書(様式第4号)により支援金の変更を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、支援金の変更の可否を決定し、小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金変更交付決定通知書(様式

第5号)又は小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金交付不承認決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定に基づき交付する支援金の額は、変更の対象となる支援金の区分につき、既に交付した額との差額を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 当該自然災害により、法又は市再建支援要綱の適用を受けることとなったとき。

(2) 申請者の事情により支援金の交付要件を満たさなくなったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(4) 支援金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

2 第8条又は前条第2項の規定により支援金の交付を受けた世帯が、前項第1号又は第2号の規定により支援金の交付要件を満たさなくなったときは、小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金取消申請書(様式第6号)により支援金の交付の取消しを申請するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金交付決定取消通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めて、小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金返還請求通知書(様式第8号)により、その返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の返還を請求した結果、期限までに返還されなかったときは、規則第19条第1項に規定する延滞金を納付させるものとする。

3 前項の延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例(昭和39年千葉市条例第34号)の規定の例による。

(立入検査等)

第12条 市長は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に報告させ、又は当該職員に支援金の交付の対象となる物件等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、別表1及び別表2に規定する支援金の交付に当たっては、法に基づく被災者生活再建支援制度の例によるものとし、その他、支援金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

別表1 (第6条関係)

被災世帯の区分	基礎支援金の額
全壊世帯	100万円
大規模半壊世帯	50万円
半壊等解体世帯	100万円

別表2 (第6条関係)

加算支援金の区分	加算支援金の額
建設・購入	200万円
補修	100万円
賃借	50万円

別表3 (第7条関係)

添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災証明書 2 小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金受給資格確認のための調査に係る同意書(様式第9号) 3 預貯金通帳の写し(金融機関名・支店名、預金種目、口座番号、世帯主本人の名義の記載があるもの) 4 加算支援金の申請を行う場合においては、当該住宅を建設、購入、補修又は賃借の内容が確認できる契約書等の写し 5 半壊等解体世帯が申請を行う場合においては、住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書 6 被災世帯の世帯主又はその構成員が、本件災害により被害を受けた住宅に住民登録がない場合にあっては、世帯の構成及び当該住宅に居住することの確認ができる書類 7 その他市長が必要と認める書類 <p>なお、本件災害に係る2回目以降の申請(第9条第1項の規定による変更申請を含む。)においては、本表第1号(り災程度の区分に変更がないときに限る。)、第3号及び第6号に規定する書類の添付を省略することができる。</p>
------	---

小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金交付申請書

年 月 日

（あて先）千 葉 市 長

小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金の交付を申請します。

申請者氏名（※）

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

I 被災時の世帯の状況について記入してください。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。（ 単数 ・ 複数 ）

②世帯主の氏名

	ふりがな	
--	------	--

③被災した住宅の住所

〒	
---	--

④上記住宅の持家、借家の別を○で囲んでください。（ 持家 ・ 借家 ）

II 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現 在 の 住 所	〒
電 話 番 号	()

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金 融 機 関 名		支 店 名 等				種 別		口 座 番 号							
						普通・当座・その他									
ゆうちょ銀行	記号							番号							

IV 住宅の被害状況を○で囲んでください。

り災区分	全 壊
大規模半壊	・ 中規模半壊
半 壊	・ 一部破損

半壊・敷地被害により解体する場合はその理由：

V

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままです。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		備考(添付書類等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円			り災証明書 調査に係る同意書(様式第8号) 預貯金通帳の写し
大規模半壊	50万円	37.5万円			
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			その他()
					申請額(A-B):
					万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

	区 分	今回申請(C)		受給済(D)		備考(添付書類等)
		複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊・大規模半壊・ 解体(半壊・敷地被害)	建設・購入	200万円	150万円			契約書等の写し その他()
	補修	100万円	75万円			
	賃借 ※公営住宅入居者を除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
中規模半壊	建設・購入	100万円	75万円			
	補修	50万円	37.5万円			
	賃借 ※公営住宅入居者を除く	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円	
					申請額(C-D):	
					万 円	

注1 備考欄の添付書類は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書類名も記入して)ください。

注2 (1)及び(2)の支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらの中の高い方の額が最終的な交付金額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

注3 国又は千葉県の被災者生活再建支援金制度の適用を受ける場合は、本支援金の交付対象とはなりません。

なお、国又は千葉県の被災者生活再建支援金と重複して本支援金の交付を受けたときは、本支援金を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金交付不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県長 印

年 月 日付で申請を受理した小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金について、審査の結果、下記の理由により不承認とすることに決定しましたのでお知らせします。

記

（理 由）

小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金変更承認申請書

年 月 日

（あて先） 千葉市長

住所

氏名^{（※）}

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け第 号により小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金の交付決定を受けましたが、下記のとおり変更したいので、小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金交付要綱第9条第1項の規定により、承認を申請します。

記

1 変更の理由

小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

年 月 日付けで変更承認申請を受理した小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1 申請者氏名

2 変更の理由

3 交付決定額 金 _____ 円

4 交付方法 口座振込による
(振込予定日： 年 月 日)

小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金取消申請書

年 月 日

（あて先） 千葉市長

住所

氏名^{（※）}

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け第 号により小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金の交付決定を受けましたが、下記の理由のため小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金交付要綱第10条第2項の規定により、交付決定の取消しを申請します。

記

1 取消しの理由

小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長 印

年 月 日付け第 号で交付決定通知しました小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金については、下記の理由により交付決定の（全部・一部）を取り消します。

記

（理 由）

小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金返還請求通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長 印

年 月 日付け第 号で交付決定通知しました小規模自然災害に係る千葉県被災者生活再建支援金については、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返 還 額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法
- 5 延 滞 金

小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金

受給資格確認のための調査に係る同意書

年 月 日

（あて先）千 葉 市 長

小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金の申請に際し、受給資格があることを確認するため、千葉市が、私の住民登録に係る情報並びに固定資産税・都市計画税の納付状況に係る情報を調査することに同意します。

なお、以下に記載する世帯主及び申請者と同居している者についても、上記の情報を調査することに同意していることを申し添えます。

（署名欄）

被災した住宅の住所

〒 _____

申請者氏名（※） _____

世帯主氏名（※） _____

上記申請者と同じ場合は記載不要です。

【申請者と同居している方】

氏 名（※） _____

氏 名（※） _____

氏 名（※） _____

氏 名（※） _____

氏 名（※） _____

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。